

天竜川直轄河川激甚災害対策特別緊急事業監理委員会設立趣意

【設立趣意】

「平成 18 年 7 月豪雨」により、天竜川の水源地である諏訪湖周辺で浸水家屋 2,541 棟に及ぶ被害が生じ、また、大動脈の J R 中央本線や国道 20 号も 37 時間に渡り全面通行止めとなり、社会経済にも大きな影響を与えた。さらに諏訪湖の下流でも天竜川（国管理区間）の堤防が決壊するなど広い範囲に被害が生じた。

このような状況を踏まえ、平成 18 年 7 月豪雨に対応する再度災害防止を図ることを目的として、武井田川などの諏訪湖流入河川（長野県）及び天竜川の国管理区間の約 20km（天竜川上流河川事務所）において、平成 18 年度から「諏訪湖・天竜川河川激甚災害対策特別緊急事業」を実施している。

本委員会は、天竜川上流河川事務所の実施する「天竜川直轄河川激甚災害対策特別緊急事業」（以下「激特事業」という）における事業費、工程、品質等の事業監理について、意見、助言を行い、もって激特事業の適正な執行に資することを目的に設立するものである。